平成２５年（フ）第１３８号
愛知県西尾市上町南荒子17番地５
債務者　田邊　靖洋
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第１３９号
愛知県安城市和泉町大海古２―18、住民票上の住所愛知県西尾市室町中屋敷59番地10
債務者　田辺　佳江
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第２３１号
愛知県岡崎市欠町字金谷31番地１　ＭＩＤ18―105、住民票上の住所愛知県岡崎市欠町字金谷31番地５　ＭＩＤ18―105、前住所愛知県岡崎市坂左右町字堤上24番地１　レオパレス菜花103
債務者　榊原　亜矢（旧姓入来）
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第１８号
北海道標津郡中標津町東12条南８丁目２番地
債務者　山崎　陽子（旧姓浅沼）
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部
平成２５年（フ）第７６号
北海道釧路郡釧路町柏東１丁目36番地
債務者　頓地あけみ（旧姓祓川）
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２５年（フ）第９５号
釧路市鳥取北７丁目２番22号
債務者　中川　一芳
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２５年（フ）第１０３８号
横浜市港北区大倉山７丁目８番18号　堤荘５号
債務者　岸野　　晃
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第１０３９号
横浜市磯子区岡村３丁目15番43号　ベルメゾン201号
債務者　大平　三郎
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第１０４０号
横浜市磯子区岡村３丁目15番43号　ベルメゾン201号
債務者　大平　光子
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第２２２号
岡山市東区邑久郷264番地４フレグランス邑久郷103号、旧住所岡山市東区神崎町2698番地
債務者　後藤　文子
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第９８号
北海道帯広市西25条南２丁目19番地２
債務者　橋本　早苗
１　決定年月日時　平成25年６月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２５年（フ）第１０６号
北海道帯広市緑ケ丘三条通５丁目４番地
債務者　宮崎　安奈
１　決定年月日時　平成25年６月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３１８号
東京都大田区南久が原２丁目26―４
破産者　伊藤　祐二
１　決定年月日　平成25年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（フ）第６９０号
埼玉県坂戸市西坂戸４丁目27番23号
破産者　有限会社アークエンジニアリング
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第１４８号
埼玉県ふじみ野市苗間585番地の14
破産者　有限会社共栄ビジネス
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第５号
千葉県茂原市小林3495番地26
破産者　荒木　芳江
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
平成２５年（フ）第６号
千葉県茂原市小林3495番地26
破産者　荒木　實敏
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係